

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	3,000,634,001

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,414,055,625	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券 取引所(注)1	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式 (注)2, 3
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)3, 4, 5
計	1,414,125,626	同左	—	—

(注) 1 平成22年11月1日付で米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場いたしました。

2 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

3 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

4 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記5において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

② ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (2) 優先中間配当金
当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。
- (3) 残余財産の分配
① 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
② 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 取得条項
当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。
- (5) 議決権
第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まででは議決権を有するものとする。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
① 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
② 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
③ 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (7) 発行の方法
第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。
- (8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容
割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。
ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
該当事項なし。
- 5 第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有していません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まででは議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成14年6月27日株主総会決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100 株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり6,649円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり6,649円 資本組入額 1株当たり3,325円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は、平成13年改正旧商法に基づき本新株予約権を発行しております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

3 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

平成22年 7 月28日取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
新株予約権の数	1,026 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	102,600 株
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた額
新株予約権の行使期間	平成22年 8 月13日から 平成52年 8 月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1 株当たり 2,216 円 資本組入額 1 株当たり 1,108 円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から20年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。 ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下のア、イに定める場合(ただし、イについては、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア新株予約権者が平成51年 8 月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成51年 8 月13日から平成52年 8 月12日 イ当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

	②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて 決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に 上記③に従って決定される当該新株予約権の目的で ある再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額 とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約 権を行使することにより交付を受けることができる 再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権 を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行 使することができる期間の満了日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合におけ る増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)2に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象 会社の取締役会の決議による承認を要する。 ⑧新株予約権の取得条項 (注)3に準じて決定する。 ⑨その他の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定す る。
--	--

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	1,414,125,626	—	2,337,895,712	—	1,559,374,083

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	93,254,018	6.59
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	78,148,600	5.52
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	28,551,500	2.01
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	23,786,329	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	17,594,811	1.24
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	16,845,483	1.19
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 決済営業 部)	360 N. CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	15,734,300	1.11
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	15,466,682	1.09
ラボバンクネダーランド東京支 店 (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	東京都千代田区大手町一丁目7番2号 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	15,334,000	1.08
NT RE GOVT OF SPORE INVT CORP P.LTD (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE068912 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	14,326,978	1.01
計	—	319,042,701	22.56

② 第1回第六種優先株式

(平成22年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	23,334	33.33
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	10,000	14.29
計	—	70,001	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成22年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,740,900 (相互保有株式) 普通株式 13,340,200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,394,927,000	13,949,270	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,047,525	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2, 3
発行済株式総数	1,414,125,626	—	—
総株主の議決権	—	13,949,270	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2,800株(議決権28個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式54株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成22年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	3,740,900	—	3,740,900	0.26
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	0.94
日興コーディアル証券 株式会社	東京都中央区日本橋兜町 6番5号	200	—	200	0.00
計	—	17,081,100	—	17,081,100	1.20

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,355	3,015	2,760	2,712	2,743	2,666
最低(円)	3,055	2,611	2,500	2,451	2,496	2,424

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第1回第六種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。